

## 第4回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成28年11月15日（火）16:12～18:23

2. 場所：合同庁舎4号館4階第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、野坂美穂、原英史、吉田晴乃

（専門委員）川田順一、國領二郎、堤香苗

（政府）務台大臣政務官、羽深内閣府審議官、松永内閣官房内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

（ヒアリング出席者）日本司法書士会連合会：末廣専務理事

日本経済団体連合会：竹村行政改革推進委員会規制改革推進部会長、

戸田行政改革推進委員会企画部会委員、上田産業政策本部長

経済同友会：伊藤専務理事

内閣官房IT総合戦略室：向井内閣官房内閣審議官（IT総合戦略室長代理）

4. 議題：

（開会）

1. 関係者からのヒアリング②

2. 関係省庁からのヒアリング（内閣官房IT総合戦略室）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 恐れ入ります。若干定刻より早い時刻でございますが、おそろいでございますので、第4回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。

本日、大崎専門委員、佐久間専門委員が御欠席でございます。

また、務台政務官にも御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日はまず事業所ニーズの把握のために、関係者からのヒアリングの2回目を行いたいと思います。

具体的には日本司法書士会連合会（日司連）、日本経済団体連合会（経団連）、経済同友会の3団体からお話を伺いたいと思います。

まず、日司連からお話を頂戴したいと思います。

（日本司法書士会連合会 入室）

○高橋部会長 どうもお忙しい中、ありがとうございます。

それでは、資料1に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたし

ます。15分程度でお願いいたします。

○末廣専務理事 日本司法書士会連合会の専務の末廣でございます。御説明を差し上げたいと思います。

まず第1点目について、登記申請の完全オンライン化の実現についてということでございます。

今、登記申請についてはオンライン申請が始まっておりますが、現実には申請書の部分だけがオンラインで送られて、あとの必要な別途の添付書面は書留で本局まで送るという手続をとっております。これについて全部をオンラインで申請できるようにということで、法務省と協議をさせていただいているわけでございますが、なかなかその協議が滞っている部分があって、これについてさらに進めていきたいと考えているところであります。

問題は、原本を法務局の登記官が全部確認をしてやらなければならないというのが今のスキームでありまして、完全オンラインでPDFで送ってしまうということになれば原本が送られずに、原本の確認は司法書士だけがすることになるというところで、原本の確認をどのような形で担保していくかということが問題になっていると理解しております。

それから、複数の登記申請に係る登録免許税の一括納付でございますが、今、登録免許税法においては、登記申請には登記申請ごとに納付をするという形になってございます。書面で申請する場合は、それでも印紙は何件分もまとめて買ってくるから構わないのですが、特にオンライン申請の場合におきましては、登記申請をしたオンライン申請ごとに納付の手続を一件一件とっていかなければならないという作り込みにならざるを得ないという状況になっておりまして、例えば大量の事件をやっているような事務所がオンラインを利用するかというと、一件一件の納付というのは納付ボタンを押してそのまま銀行のページに行って、銀行で納付手続をとって、1回ログアウトして次の登記申請の納付手続に入るということが10件なり10回繰り返さなければならないことになっておりますので、ぜひこれは登記申請で納付は別々にするにしても、納付の部分だけは一括で決裁ができるということにならないかなと考えているところでございます。

さらに登録免許税のページ以外の方法による電子的決済ですけれども、その銀行のページに行くことなく、例えばクレジットカードのような、クレジットでなくても構わないのですけれども、どのパソコンであってもその番号を入れて決裁をすれば、自分の口座から引き落とされるという納付の方法も考えていただければ、非常にオンライン申請が楽になると考えております。

オンライン申請が特にマンションをたくさんやるとかいう業者が余り利用していないというのは、一件一件の申請に時間がかかるということと、もう一つはこの完全オンラインのところでの問題になっておりますが、内容が間違っていた場合に修正がきかない。1回取り下げてもう一回出せという話になると、なかなか難しいので、昔ながらに紙で出して、問題があれば法務局まで行って修正作業をしていくということが続いているということで、オンライン申請を推進するという意味からも、こちら辺は少し改善を図っていただ

きたいと考えているところであります。

それから、登録免許税の負担軽減という面ですが、現状では登録免許税は、もとをたどれば明治のころの日清戦争の戦費調達のために始まった制度でありまして、今、恐らく登録免許税だけの収入は6,000億を超えているはずであります。しかしながら、これに必要な法務局全体の運営予算は、年間で1,500～1,600億円ぐらいの予算規模になっていると考えております。こここのところは一般会計ですので何とも言えない部分はありますが、特に相続登記が未了の問題というのは最近問題になっておりますので、相続登記を促進するという意味からも、難しければ限定した期間で、限定した範囲は今から何カ月か、1年の間であれば減免するとかいう形をとれば、相続登記の推進につながっていくのではないかと考えております。

それから、登記申請時における添付書面の簡素化という部分で、まず第1点目は固定資産税評価額の確認書類の原本提出。これにつきましては例えば不動産登記の申請をするに当たっては、固定資産税評価額を基礎にして登録免許税の計算をするということにして、登記申請書にもその金額を記載して申請をするわけですけれども、このもととなっている固定資産税の評価額証明書、これは一般行政庁の課税課で発行される書類ですが、このようなものの原本を登記申請書につけろと言われることがあります。これについては法定の添付書面とはなっておりません。法務局の側で申請されている登録免許税額が正しいかどうかを確認するためにつけてくれと言われていたものであります。

原本でないにしても、コピーは少なくとも欲しいという取り扱いが全国的にはされていると思いますが、固定資産税の金額については行政庁の役場から法務局に通知が行っているはずでありまして、以前は法務局にある通知が来ている冊子を司法書士がめくって金額を確認して、登録申請をしていたという時代が長く続いておりました。それが見せるということができないということになって、固定資産税の評価を自分たちでとりなさい。申請するに当たってはそれをつけてこいということが今、始まっているわけでありまして、ここら辺については改善をぜひしていただきたいと考えております。

2番目の株主リストの様式の件でございますが、これについては28年10月から始まった制度でありまして、強く言いづらいところはあると思いますが、株主リストの様式については一定の様式のように書きなさいと言って、記載見本なども法務省側からホームページ等で公開されているところでありますが、この株主リストの内容は、多数の株主の場合は上位から10名まで、大株主から10名まで。あるいは総株の議決権の3分の2に至るまでの人数の住所、氏名、持ち株数、議決権とその割合、その4つを記載して代表者が証明書としてつけろということになっているわけでありまして。

現実的に考えてみると、今、日本の中小企業の過半というか大多数が恐らく10名以下の小さな会社が占めておりまして、恐らく株主も少数の人間で済んでいると考えております。このような内容のものを別途の書面でまたつくっていくことにするよりも、例えば議事録の記載の中で必要な事項が書いてあれば、これで満たされるということは可能なのではな

いかと考えております。

別に例えば会社の取締役等が株主総会で選ばれた場合には、議事録の中に選ばれた人が就任承諾したという旨が書いてあり、就任承諾した人間がその議事録に押印をしていれば、法定の添付書面である就任を承諾した書面のかわりに、この記載がなるという取り扱いが今でもされているわけで、同様な取り扱いができるのではないかと考えるわけであります。

4番目、5番目については、特に4番目についてお願いをしたいと考えているのは、住民票や戸籍の閉鎖された後の除票の保存年限の延長であります。これについては今、保存年限は5年程度しかありません。しかしながら、在外者の住民票とか戸籍謄本は150年ぐらゐの保存年限となっております。恐らく行政庁では保管をするという手間のこともあって5年程度で廃棄することになっているのですが、相続登記を推進するに当たって、昔の人の名前しか入っていない登記簿の謄本から相続人を調査していくことになりますと、戸籍に記載してある人の戸籍の調査、それから、最後の住所の調査等が必要になりますけれども、5年以上のものは保管していないという回答が行政庁から来ることによって、その調査が非常に今、困っているという現状があります。

具体的には相続手続の場合は、5年以上前の住所が全くわからなければ、別途、相続人からの上申書を取ったりという形で登記手続は進みますけれども、恐らく保存年限が延びていくことによって相続人調査が簡便になりますし、登記申請の場面においても別途の不必要な書類をつくる必要がなくなると考えますので、ぜひこれは今の空き家の問題とか、所有者不明土地の問題も絡めて考えていただいて、ぜひこの延長という方向でお願いしたいと考えています。

住宅用家屋証明書、これは登録免許税の減免、特に中古住宅とか新築住宅を買った場合に、居住用の不動産であれば減免をするという手続がありまして、そのための証明書を役所でとるという手続がありますが、中古住宅における取得の場合の登録、住宅用家屋証明書の取得は、実際に決裁、お金のやりとりが終わった後に、既に行った人がこの住所に、買ったところの不動産に住民票を移して、その住民票の写しをもって行政庁に取りに行く。つまり登記申請をするその日に取りに行かなければ出ない書類であります。決裁の終わった後、お金を払われて書類を預かって区役所まで行ってこの証明書を取って、それから登記申請をするという流れになっているわけです。

このところについては、既に売買契約も終わっているものについては、事前にこの証明書が出るようにならないか。つまり居住用として買うのは確かだという売買契約書があってということで、先に出してもらおうと当日の登記申請は非常に楽になると考えています。行政庁で確認が必要ということであれば、後日ちゃんとそこに移った住民票とか、あるいは登記が移った登記簿の謄本などを行政庁に提出するところで、現状の区役所側での確認もとれていくのではないかと考えております。

私どもの連合会として、今のところ考えているところは以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 1点お伺いしたいのですけれども、私どもの部会では、どのような行政手続に対して事業者が負担を感じているのかということが、主な検討課題かと思えます。今の御説明の中の2番目の「登録免許税の負担軽減」について、直接的な関連がわからなかったのでお聞きしたいのですが、登録免許税減免によって相続登記が促進されることですが、そのことが事業者のどのような手続コスト削減につながるのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

○末廣専務理事 例えば公共工事のためにある一定の地域を、私どもの地元なんかでよくあるのは区画整理をして道をつける。道を町のものにするとかいう場合に調査に入るわけですけれども、田舎のほうに行くと自分で登記していないケースが非常に多いと考えております。これはコストの問題もありますが、1つは相続登記自体は、登記というのは公示が手段でありまして、相続というものは公示しなくても一定程度の対抗力は認められているという法制度もありますので、余り登記に相続人たちの関心が向いていないというのがあると考えております。

先ほど申し上げたように、ある一定の地域、例えばこのところで公共工事でこのような町が取得する必要がありますという話が出たときには、相続人調査は全て町がすることを今やっているわけです。相続人のところに行って何かやってくださいということをやることになっております。

今後、このような区域を区切って、この期間内の例えば今から3年間であれば、この区域の相続人の方が登記する場合は登録免許税を一定減免することになれば、本人からの申請が期待できることになるのではないかと考えておりますし、また、連合会では政府への税制要望の中にも、相続登記の促進のための登録免許税の減免ということは要望もいたしておるところです。

○高橋部会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 先ほどオンライン化したけれど、システムが実用的でなく、申請を一つするとログアウトをして、別の申請をする必要があると指摘されておりました。また、それと並行して原本はPDFでもメールで送りますが、原本そのものも送付の必要があるとも言われておりました。まずシステムの問題ですが、これはシステム自体がユーザーフレンドリーではないということではないでしょうか。担当のサプライヤー企業に頼んでアプリケーションデザインを使い勝手の良いものにすればいいのではないかと気がしています。それとも何か重大なテクニカルな問題があるのであれば、明確にさせていただきたいと思えます。

もうひとつ、原本を送らなければいけないというのは、別の意味で重要な問題を孕んで

います。何で原本でなければいけないのか。PDFではだめでしょうか。先日ほかの方が言っておられましたが、日本では実印がすべてで、実印申請ができなければ認められない社会です。でも今は3Dの機器があれば実印は幾らでもコピーできて、公的な実印として使用することができるわけです。これだけ技術が進化している中で、原本とPDFのどちらが本物なのかという議論であれば、結論を出すのは難しくないと思います。

したがって、システムの使い勝手と原本の問題も解決策はあるように思いますがいかがでしょうか。

○末廣専務理事 まず登録免許税の部分ですけれども、同じようにオンラインで申請する場合に電子認証を司法書士がかけるという手続があつて、これも以前は1件ごとに電子認証をかけなければできなかつたものを、改善要望をして何件かまとめて電子認証をかけるということは今、現実にはでき上がっています。

ところが、登録免許税の納付については法文上、登記申請書の金額を納めるというたてつけになっているので、なかなかそのところが進んでいないのではないかと考えているところです。つまり登記申請ごとに納めることになっているので、例えば紙で出す場合もこの登記申請書の10万何がしの登録免許税は、この申請書ごとに納めていく。印紙を張って出す。こちら印紙を張って出すことになっているわけで、恐らくそれと同じ手続を電子的にやっているということなのではないかと考えています。今のところ納付手続は銀行で金額は幾らと全部出ますから、これが全部登記申請書の登録免許税の金額と一体となって、同じ金額が何回も出てくるという形になっているわけです。

○高橋部会長 今の吉田委員の御質問で、原本の話はいかがですか。原本を出さなければいけないという話。

○末廣専務理事 原本については、登記申請は出てきた書類の審査権限は登記官にあるということから、以前は全て原本を確認して登記官が形式的審査をしていた。それは今でも法律的にはそうなっています。ところが、全部をPDFに送るということになった場合には、このPDFの書面と、もともとある紙の原本の内容が一緒かどうかという確認が今できない。登記官ができないという理由で、全部のPDFというのは進んでいないという状態です。

もともと今の電子申請の法制というのは、紙で全部やるというのを電子的にやるというところを前提に、全部今の登録免許税のオンライン申請のつくりつけというのはでき上がっていると認識しておりまして、ですからオンライン申請でやる場合の電子的にやる場合に便利になるようにとか、楽になるようにとかいうことを考えて構成されたときにつくられているものではないので、紙でやる手続がそのままオンラインに乗っているということになっていて、だからオンラインでやるのであればまとめて納付をして、銀行口座からまとめて引き落としはされるけれども、法務局に送られていたものの決裁は個別にされているという状態はできるのではないかと考えているのです。

あともう一ついいでしょうか。PDFが進まない原因は、PDFそのものが原本ではないという法務局側の考えがありまして、ですから一応、PDFで送るけれども、原本が来るまで手続

はとまったままになっているわけです。送られてきた原本と、先に送っているPDFの内容が相違していたら、こちらはおかしいでしょうという話になって取り下げよう。重要な部分が、例えば不動産の表示が間違っているとか、決裁の日付が間違っているとか、登記にかかわる重要な部分が違う場合は、修正は認められませんということになって取り下げになるということで、完全オンラインでのPDFで申請というものが現状ではまだ進んでいないという状況になっています。

今のところ法務省さんとの協議の中で前に進みましょうという話をしているのですが、一番ネックに恐らくなるのはこの原本性の確認、原本性の担保をどうするかというところが一番問題になるのかなと今のところ考えております。

○高橋部会長 1つは、まずはPDFで確認して、あとは原本を一定期間の中でちゃんと送付して、違った場合については何らかの再申請の手続を入れるという1つ方法があるのと、もう一つは税理士の場合は納税証明書に税理士の印鑑を押すという制度がありますが、これも司法書士の証明で足りて、あとは司法書士の責任にしてしまうという制度があると思うのですが、その辺については司法書士会から御提案はないのですか。

○末廣専務理事 ぜひそのように認めていただければいいかなとは考えておりますが、それはある意味、登記官の審査権限が、司法書士が原本を必ず出しているということまで認めていただけるかどうかというところだろうと思います。司法書士側はこの完全オンラインを進めていただきたいと考えていて、そのためには司法書士が職権で自分の名義で全部出すのだから、これについては全部そのまま認めてくださいということは以前から協議の中では申し上げているのですけれども、なかなかそのところは難しいかなと。

○高橋部会長 逆に言うと、間違っていたときに司法書士の責任問題が出てきますので、当然懲戒とかそういう制度になっていくと思うのです。そこは司法書士会としてはお認めになるのでしょうか。

○末廣専務理事 もしそうなるのであれば当然だろうと考えておりますし、今、保険にも会が全員加入させているという状況でもありますから、そういう面でももしそれが認められるということになれば、そのような被害救済みたいなものはもっと手厚くするという対応をとろうと考えております。

○高橋部会長 では國領専門委員。

○國領専門委員 理想論と現実のギャップを教えていただきたいのですけれども、今の添付書類の問題も随分長らくいろいろな分野でやっているのですが、基本的な考え方は、できるものについては極力電子版を正本にするという考え方で、かつ、どうしても電子版にはならないものについては、今おっしゃったような行政書士ないしは責任のもとに複写をもって提出するという考え方だと思います。登記の手続の中においてどうしても紙でないとだめなものというのはすごく多いのですか。それともやればできる話なのでしょうか。

○末廣専務理事 私はやればできる話ではないかと考えております。それは結局のところ司法書士がそれだけの能力があると見られているかという話と、その責任をとる覚悟があ

るかという話ではないかと考えております。

送られてきたPDFを原本化にという協議は、法務省さんとも今後進んでいくものと考えているのですけれども、そのために必要であれば司法書士側の能力をどう担保していくかという話になってくるでしょうし、そこら辺は協議の進め方によってこちら側の対応もあるだろうと思いますけれども、理想としては全てPDFで送って、司法書士が送ってきたものはそのまま原本として見ていただくことが理想ではあります。あとは実際に司法書士の手元に残るかもしれない原本の委任状だとか、こういうものをどうやって保管をしていって、何かあったときにもとの紙をどうやって示すことができるか。そのようなところのつくり込みの話になってくるのではないかと考えます。

○國領専門委員 やればできるはずだと。

○末廣専務理事 とは私は思っています。

○高橋部会長 ほかいかがでしょうか。

では幾つか補足的にご質問します。まず所有登記の様式でございますけれども、これは簡素化した場合、何かガバナンス的に問題がないかどうかということをもっとお聞きしたいのと、どれだけ行政コストが削減できるかということについて、少しお話いただければと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○末廣専務理事 恐らく現状でも議事録に同様の記載があれば、求められている要件を満たすだけの記載が議事録にされていれば、その代替ということでオーケーとなるのではないかと考えています。そういう意味ではガバナンスの面では問題はないのではないかと考えます。

あと、行政手続ですけれども、どちらかというところと私どもが現場で作業するに当たって、これを書き込んでしまえばペーパーをもう一枚つくって出す必要はないのではないかと。法務省側もその1枚を原本で、紙で出すわけですから、これについても保管をしていく必要がないのではないかと。議事録だけで済む話を2枚の紙にして別途書類をつくって出さなければならないということになっていないかというところが疑問だなと思うところです。

○高橋部会長 新しい書類作成のためにどのくらい時間がかかるのですか。

○末廣専務理事 恐らく株主構成が変わらなければ前年度のもの、備えつけているものをそのまま流用は何回もできると考えます。例えば有価証券報告書に提出している株主名簿を流用することも可能だとされておりますので、株主構成が変わらなければそのまま流用できると思いますが、有価証券報告書は議決権数だとか割合が求められているものはないので、流用するに当たっても、それを記載した紙をもう一枚つけなければならないことになっているわけです。

○高橋部会長 コストの面で、具体的なコストはいかかでしょうか。

○末廣専務理事 行政側のコストとしては、多くの削減があるかなと。ちょっとわかりません。2枚の保管が1枚で済むのではないかと。どうせ見るのは一緒ですから。現実的にコスト削減の話までなってくると、株主リストが必要かどうかという話になってくるかもしれ



ません。

○高橋部会長 この中で一番行政コスト的に削減できる、今、おっしゃったように、時間とか保管の負担とかいうところで、どれが一番そういうコスト削減のところでは有効な削減策だとお考えでしょうか。

○末廣専務理事 行政側の手続のコスト削減という面ですか。

○高橋部会長 要するに司法書士側が行政手続としてかかるコスト、もしくは顧客のコストが一番削減できるとすると、どこら辺のところを変えると一番削減できるのでしょうか。

○末廣専務理事 住民票戸籍除票の保存年限の延長が一番大きいと思います。これのために別途の調査が必要になったり、別途の書面をつくったりというのが必要になりますから、これが一番効果としては大きいのではないかと考えます。

あと、オンラインを推進するという観点から言うと、一括納付も効果が高いと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。務台政務官、どうぞ。

○務台大臣政務官 素人っぽい確認で失礼だと思うのですが、例えば3番の登記申請時の添付書類の話なのですが、法務局の登記の担当の人が固定資産税課税標準額を自分で見に行ける。出してもらうのは原本でなくていいのだけれども、それを確認するのを登記を受けるほうが自治体の評価額に入り込めて見られるというのが一番いいように思うのです。それは全部悉皆的にやるのではなくて、ちょっとあれ？と思ったものだけ見に行ける。そういうシステムは今はないのでしょうか、そういうことについて司法書士連合会で制度改正を求めていくような気持ちというか議論はないのでしょうか。

○末廣専務理事 これは以前はできていたのを恐らく根拠なく見せてもらっていたのではないかと考えておまして、行政庁から来た、法務局に来た書類みたいなものを見せるのは妥当ではないという理由で、見るができなくなったという経過があります。同じ証明書を役所に行って取ってくるという手続をやっている自治体もありますけれども、これも法務局側からこの証明書をとってきてくださいというのをもらって、司法書士が役所に行って証明書をもらってくるという手続をやっていた自治体もありますけれども、これも自治体側が対応をしなくなってきたということがあります。

現状では、この証明書の提出が不要なのではないかということをごに求めるところまではまだやってはいません。現場で売り主側の人に現状の所有者に言って取ってきてもらって、申請のための書面をつくっているというのが現状であります。

○務台大臣政務官 とうか、審査するほうが将来の話かもしれませんけれども、権限があって自治体の課税評価額に入り込めるというシステムがあればいいなと思いますが、そういう議論の積み上げはないのかということなのです。

○末廣専務理事 証明書をつけて出してくださいということをご各法務局から司法書士会に言ってきたときに、法務局には行政庁からその資料は全部来ているのではないですかという議論は、そこではずっと何回かしたことがあります。ですが、このような形でやっても

らいたい。では些末な話ですけれども、当時、司法書士側が全然わからなければゼロ円で書いて出したら、補正に全部かかって金額を教えてもらえるのでしょうかねみたいなことも言ったことがあります、それは司法書士の姿勢ですかみたいな話があったりして、ということで司法書士側は法務局が見せないということになったときに、みずからこちら側の中でとって確認することになっておりますけれども、本来的には既に法務局に来ているのだから、登記官はそこで今でも確認できるような状況になっていると考えています。

○高橋部会長 マイナンバーの話とつながってくると思いますが、いかがでしょうか。では、もう大分時間が過ぎておりますので、もし特に追加の御質問がなければ、これで日司連からの御説明は終わりたいと思います。

本日はどうもお忙しいところありがとうございました。引き続き何とぞよろしく願いいたします。

(日本司法書士会連合会 退室)

○高橋部会長 ありがとうございます。

続きまして、日本経済団体連合会の竹村行政改革推進委員会規制改革推進部会長、戸田行政改革推進委員会企画部会委員、上田産業政策本部長からお話を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

(日本経済団体連合会 入室)

○高橋部会長 本日はどうもお忙しいところありがとうございました。

○竹村規制改革推進部会長 経団連の規制改革推進部会長をしております竹村と申します。本日はこのような席で発表させていただく機会を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

○高橋部会長 マイクをお使いいただいて、15分程度で全体をよろしく願いいたします。

○竹村規制改革推進部会長 経団連では御案内のとおり毎年度、規制改革要望を取りまとめ、内閣府の規制改革ホットラインに提出をさせていただいております。昨年度の実績では149項目、本年度も既に98項目の要望を提出いたしました。

その内容は多岐にわたりますが、行政手続に関し負担感が大きい例といたしまして、1つは書面の作成、収集コストが大きい、ばかにならないということ。また、行政機関、自治体ごとに書類の様式が異なる。許認可の取得に係る審査の手続が煩雑である。また、その手続の判断が担当者や地方支分部局等によって異なるケースがあるということで、事業者の中でも全国規模で同じような事業をしている者にとりましては、いろいろなコスト、手間がかかっておるので、これを何とかしていただけないかという意見が多数寄せられておるところでございます。

このような中、本年6月に閣議決定されました日本再興戦略2016におきまして、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を進める新たな規制制度改革手法の導入が盛り込まれ、この行政手続部会で具体的な検討をしておられると承知しております。

つきましては、御検討に際しましては、事業者の実感を伴う形で負担軽減が進むことを

最重視していただき、既存の行政手続のBPRの推進をするための実効性ある施策を打ち出していただきたいと思います。

こうした視点に立ちますと、膨大な行政手続、しかもそれぞれまちまちであったりする手続、その全てを対象に一つ一つ検討の俎上の載せることは、余り現実的ではないかと考えておりました。個別の手続の見直しに加えまして、例えば国や自治体の間で情報共有を徹底することにお取り組みいただき、申請者側に何度も同じ情報を提出させないというような、いわば行政手続のプロセスの共通化に関する問題意識や課題に横串を刺して解決を図る視点を盛り込んでいただきたいと思います。

また、各省が所管する行政手続の合理化に向けて、府省ごとに検討いたしますと、ともすれば事業者側からとりますと、複数のルールを使い分ける必要が生じることも起こりかねないと危惧しております。そうしたことにならないよう、府省共通のルールのもとで横断的に横串を刺すような形で取り組んでいただける検討体制を、ぜひとも構築していただければと考えております。

今回の取組の実効性を高めるに当たり、ITやマイナンバーの活用も念頭に置くことで、従来では実現が難しかった合理化等が打ち出せる可能性があるのではないかと私どもは考えております。規制・行政手続コストの削減を目的として、事業者目線により規制改革と行政手続の簡素化並びにIT化を一体的に進める改革。このような取組は初めてと伺っておりますので、ITの効果的活用について、積極的に視野に入れていただければと考えております。

事業者からは税・社会保障分野における手続の簡素化に大きな期待が寄せられておりますので、私どもの戸田委員からその事例を御紹介させていただきます。何とぞよろしく御検討ください。

○戸田企画部会委員 戸田と申します。

それでは、お手元の資料2別添というこちらの資料で御説明申し上げます。

企業が担う行政手続の課題と改善提案ということで、今、企業の大きな負担になっております行政手続の中から、2つ取り上げて改善の御提案を申し上げたいと思います。

まず1つは企業の電子申告に対する行政の返信が紙書類になっている。電子で送って、返ってくるものが紙になっているというものがございます。これを電子化していただくことでコスト削減、省力化が可能になるというもの。

2点目は、重複する社会保険の手続事務ということで、社会保障関係の手続がかなり大きな事務負担になっておるのですけれども、これも重複した手続がかなり多いので、これを電子化することで統一化いただきたいという御提案でございます。

2ページ、課題1ということで、企業の電子申告に対する行政の返信が紙書類となっております。ここで例として具体的に出していますのは地方税の申告ということで、地方税の住民税については、従業員の税金については前年度の所得に対する課税ということで、企業から給与の実態を自治体に申告して、自治体で税額を決定して、これを自治体から決

定通知ということで返すという流れになっておるのですけれども、これが電子で申告して、返ってくるデータが電子と紙と両方来るのですが、自治体のほうからは紙を正としなさいということで通知が来ますので、企業としては電子的なデータを利用することができない。紙に対して処理を行うということで、左のほうに写真がございしますが、企業の地方税決定通知の受取時期の状況なのですが、全国の自治体から紙でそれぞれ違った形で届きまして、これを仕分けしてデータを手入力して、各従業員にこれをさらに配付し直すといったことをやっております、大きな会議室を幾つも設けて、そこに段ボールを並べてやっているというようなことで、こんな手作業を行っているという状況になってございます。

これに対する改善提案ということで3ページ目ですけれども、提案1ということで行政-企業間手続の電子化の義務と書いておりますが、義務化をぜひお願いしたいということでございます。現状、地方自治体から企業に対する電子のやりとりについてはeLTAXという仕組みが既に設けられておりまして、実際に電子データが来ているのですけれども、電子データと紙の数字が異なる場合があるためその電子データは使えず現状では、紙を使いなさいということになっている。どちらを正として扱うかは、自治体ごとの判断でできるといように今の法律ではなっておりますので、これを電子的なデータの方を正データとして扱うことにしていただければ、先ほど申し上げたような手作業あるいは紙を保管するとか、そういったことがなくなってくるということになってまいります。特にマイナンバー制度が始まってから紙データにマイナンバーが記載されているということで、かえって企業としては安全管理措置といったことが求められるということで、負担が増している状況でございまして、ぜひともこの改善をお願いしたいということでございます。

4ページ目のところで課題2と書いておりますけれども、重複する社会保険の手続事務ということで、これは社会保険の事務ということで例として挙げていますのは、従業員が入社したときに資格届ということで雇用保険、これはハローワークに対して、それから、厚生年金は日本年金機構に対して、それから、健康保険ということで、これは各企業の健康保険組合に対してデータを送ることになります。ほとんど中身については同じようなデータをこの3カ所に対して送ることがございますし、また、従業員や扶養家族の異動がある都度また同じような書類を送り返してやらなければいけないという形になっております。

企業が会社にデータを提出して、その企業がまたそれを伝言ゲームのように送るということで、その間でそのデータのエラー等が起きて、訂正等の事務が企業側にも、お役所側にも負荷として発生してございますので、これを改善していただきたいということで、5ページ目のところにマイナンバー法の制度趣旨ということで御参考までに載せております。マイナンバー法ができたときにこの法律の基本理念ということで、個人または法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避けて、国民の負担の軽減を図ることということで基本理念のところに書いてございます。

重ねて第13条のところには個人番号利用事務実施者という、これは先ほどの日本年金機

構とか税務署であるとか健康保険組合、こういったものが全部含まれるのですけれども、そういったところは同一の内容の情報が記載されたものについては重複して求めないで、連携してデータを共有して進めなさいよということも具体的に書かれているところがございます。

これに従って6ページ目のところに御提案ということで書いておりますけれども、事業者から行政・社会保険ワンストップということで絵の中に書いておりますが、1回ここにデータを申請すれば、そのデータについては関係機関で共有して、事務処理を進めることができるようにするということと、住民の異動があったときには住民基本台帳ネットワークがございますし、これから情報提供ネットワークシステムができればそこと連携を図ることができるということがございますので、基本的な情報については住民が区役所とか市役所に異動届を出したときに、そこからキックして情報の連携がスタートすれば、企業にとっても事業にとっても手続を重複して行う必要がなくなってくるということがございますので、ぜひこういったワンストップの仕掛けをマイナンバーを機につくっていただければ、非常にありがたいかなと考えてございます。

こういったものをつくれれば、社会保険だけにとどまらず、税等についてもいろいろな重複的な行政手続がこれに乗っかってくれれば簡略化できるということがございますので、ぜひつくっていただければと考えてございます。

以上でございます。

○上田産業政策本部長 最後に私から、ただいまの戸田委員、竹村部会長の説明を踏まえまして、経団連として具体的に要望したい項目についてレジュメの4に当たる部分でございますが、説明をさせていただきたいと思っております。

経団連は士業団体と違いまして、個別の手続にかかっているわけではありませぬので、いわゆる事業者あるいは経済界全体としていかに行政にかかっているコストを削減するかという視点から、横断的な話を最後にさせていただきたいと思っております。

基本的に我々はIT、マイナンバー制度の活用を前提とした手続そのものの見直しが必要であると考えています。恐らくこの部会でのアプローチというのは、諸外国で実績を上げている方式といったものを参照して、各省ごとにみずからの事務手続の合理化策を出してもらうというスタンスではないかと拝察しておりますが、これについては各省それぞればらばらに部分最適型で取り組まれても、なかなか抜本的な行政コストの削減につながらないのではないかと危惧をしております。

国、地方を通じまして、全ての行政機関の職員にとってわかりやすいシンプルな基本原則を打ち出すことなく個別の事務手続の分析を深めていったとしても、各省ごとにまた新しいルールのマニュアルができ、その解釈とか運用をめぐり、官民双方ともにかえって負担が増すようなことも起こりかねないと考えております。

ただいま戸田委員からの説明でも、事業者負担が重い事例として税・社会保障分野というものを取り上げましたが、こういった分野を含めまして手続の簡素化、標準化、透明化

等に取り組む必要は当然ございます。その前提として、やはり既存の手續自体の見直し、BPRを行うことが欠かせないと考えております。

我が国の行政手續に関する規制体系は、法律、政令、省令、規則、当然でございますが、それ以外に透明性の極めて低い通達、解釈、指導、要請といった隠れた規制が数多く存在しております。これに加えまして地方自治体による条例レベルの上乗せ、横出し等もございます。民間の事業者は規模の大小問わず、こういった全ての行政手續に関与しておりますので、統一的な理念のもとに行政手續の簡素化、合理化を行っていただく必要がございます。そうでないと事業者目線での負担軽減というのは実感できないのではないかと考えております。

ここで1つ具体的な事例を申し上げたいと思いますが、電子政府を非常に先進的に進めている国の事例として、いくつか共通の原則があると思います。今、戸田委員の説明でも触れましたが、申請側、事業者等が一度提出した申請情報をもう一度同じものを別の窓口とか出先が提出を求めてはいけないという原則です。それから、行政機関が保有する情報については共同利用しなければいけない。行政側が持っている情報については、バックヤード側で連携しなさいという基本的な原則を法律で規定しております。こういったことが国民や事業者の利便性を高める上で必要ではないかと考えております。

今まで日本でなかなか電子行政が本格的に進まなかった理由として、マイナンバーのような統一番号がなかったということもございます。今回マイナンバー制度が導入されたことによりまして、行政機関同士の情報連携、それから、行政から国民一人一人に対する電子的な情報提供、行政の保有する情報への国民みずからの確認といったことが技術的にも可能になったということもございますので、こういった制度を有効的に活用するためにはもう一度、先ほど申し上げたような基本原則をこの部会でも強く打ち出した上で行政手續のシンプル化、削減に努めていただきたい。

具体的にはレジユメの4(2)④に示したような項目がございます。こういったことをきちんと位置づけた上で、仮に各省に検討を依頼するにしても徹底して取り組んでいただきたいということで、まず1番目として電子化文書を前提とすること、それから、次の2)として行政に出向かずに申請可能な環境を提供すること。基本的には対面原則をやめていただく。3)として電子署名による電子文書の送受信を原則とすること。4番目として今、申し上げたような行政情報については必ず共同利用しなさい。ですから同じ情報を求めることがあってはいけないということ。5番目としまして、こういったことを進めていくと従来の申請主義的な行政手續から、いわゆるプッシュ型の情報提供、手續が可能になるということで、例えば先進事例としてはスウェーデン、エストニアあるいは韓国もそうですが、いわゆる確定申告においても申請者がいろいろ所得等々のデータを集めて申請するという形なのですが、こういった電子行政の先進諸国では、基本的には行政が持っている情報をもとに、今年のあなたの確定申告額はこういう金額ですということをプッシュ型で求めてくるということで、修正する必要がなければ、オーケーを出せばそのまま確定申告が

終わるといふことで、このような制度を進めていくと、今ちょうどこの時期にやっておりますような年末調整的な企業の負担というのは、ある段階でなくすことも可能になるのではないかと考えております。

6番目、これは行政組織みずからのデータ共有、利活用を原則とすること。7番目は重複投資の禁止と標準化の促進。8番目はPDCAをしっかりと回してくださいといったことで、こういった原則を横串を刺していただいた上で、各省庁に具体的な行政手続の削減案を出していただく必要があるのではないかと考えております。

経団連からは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。堤専門委員、森下部会長代理、どうぞ。

○堤専門委員 1点ご質問ですが、今の話では、正規雇用の方が対象のような印象をもったのですが、非正規や業務委託の方でも、同様にコスト負担がかかるのでしょうか？社会保険など手続に差はあるように感じますが。

もう1点は、提言の中に行政情報は全部共同利用してはどうか、とありましたが、地方分権と言われている昨今、国が持っている情報を地方でも、という形の座組は可能だと思うか、という点について、お考えをお聞かせ下さい。

○戸田企画部会委員 お答えいたします。正規、非正規については全く同じでございます、同じ手続というか、会社としては同じように管理しておりますので、同じような手続が発生いたします。

地方分権ということでございますけれども、データを、絵が余り適切でなかったかもしれないのですが、最後の6ページ目のところでこういうワンストップの絵でくくりには書いてしまっているのですが、実際には共通のデータベースをつくり上げることは考えておりません。これはマイナンバー法をつくる時に参照した最高裁の判例にも照らすと、そういうことは適切ではないということでございますので、データは各自治体、各行政機関で持っていて、その間をマイナンバーの制度を使ってネットワーク化して、データを共有するというイメージで捉えております。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 それでは、森下部会長代理。

○森下部会長代理 言われているように、1回出したらそれで全部済むようになるのが一番いいだろうと思うのですが、2ページのところで電子政府の先進国ではという形でごっこした書き方をされているのですけれども、一度提出した申請情報を2度提出させてはならないといった法律上の基本原則というのは、一体具体的にはどの辺の国のことを指されているのですか。

○上田産業政策本部長 先進事例としてよく北欧、スウェーデン、エストニア、韓国が挙げられておまして、例えば韓国の場合ですと電子政府法という法律がございます、そ

の中で例えば第11条の行政情報共同利用の原則ということで、行政機関は収集・保有している行政情報を必要とする他の行政機関と共同利用しなければならず、他の行政機関から信頼できる行政情報の提供を受ける場合には、同一内容の情報を別途収集してはならないということが法律で定められておりますので、役所は違うかもしれませんが、役所側にもう既に情報がある場合はバックヤード側で連携をなささいということで、申請者側にはその書類の提出を要求できないという法律です。

○森下部会長代理 それに絡んで、それは非常にいいと思うのですが、先ほどサーバーでは共有しないという話だったのですが、具体的にはどこかにマイナンバーを突合していくイメージで考えられるのですか。

○戸田企画部会委員 日本の場合はそのような形になります。突合するために符号という目に見えない番号を使ってやっておりますので、これを使って表向き共有しているようなイメージになろうかと思えます。

○吉田委員 そういうアーキテクチャーにするといわゆる、2,000個問題というのはなくなると思われますか。日本では、各地方自治体で、それぞれ異なった個人情報の解釈による条例があるために2000個問題が起きています。したがって全国を横ぐしの形にしたシンプルな事務処理の体制ができていない。サーバーも各自治体におかれていると言われましたが、そういうシステム的环境も含めて、この我が国にとって重要な2000個問題は日本は、解決可能だと思われますか。

もう一つ、先ほど日本司法書士会連合会の方も同じことを話されていましたが、原本をPDFで送るとその書類が「正」と見られないので、手続き上の非常に大きなボトルネックになっているそうです。PDFであれば情報に間違いがないと思いますが、リスクか何かあり得るとしたら、そこもお伺いしたい。その2点をお聞きしたい。

○戸田企画部会委員 まず条例の2,000個問題についてなのですが、今この事務を実現化しようとする、何らかの法的な根拠が必要になってきて、根拠法が必要になる。それは条例の上に位置する法律になりますので、これは逆にこの法律ができれば、それに従って条例を各自治体で変えてもらわなければいけないという義務が働きます。ただ、根本的な2,000個を1つにまとめるというところまでには至らなくて、相変わらず自治体ごとのデータの取り扱いのやり方については、各自治体が2,000個の条例でもって動くことは変わらないのですけれども、この事務に関しては共通化される。こういうインフラができると、それが1つのきっかけになって、他の業務も乗せたほうが便利なのではないかという形でどんどんこれにひもづいてくれば、最終的にはそういった2,000個の弊害もなくなってくるのではないかという期待は持っております。

もう一つ、PDFが問題になっていきますけれども、eTAXは完全に電子化されていますのでPDFではなくファイル形式で送ってくるので、PDFをさらに変換するとか、PDFのセキュリティーホールとか、そういうところの問題は出てこないのですけれども、御質問の趣旨への回答としてあっていますでしょうか？



○吉田委員 では原本を送るということはどういうことでしょうか。

○戸田企画部会委員 これは原本は送っていないで、データを送ったものが、これを正しい情報として扱ってくださいということ。

○吉田委員 そうですか。原本が必要であるとお聞きしたように思いましたので。

○高橋部会長 いや、分野によって原本を要求する事務と、届出だけで、修正だけでいいという事務があるので、多分そこは前のお話しについては原本にこだわっている分野だと思っただけです。

では國領専門委員。

○國領専門委員 同じことを先ほども言ったのですけれども、ここは理解を正しくすることが大事であって、正本が電子版である状態を徹底するということで、PDFというのはその中の方式なので、PDFが必ずいいかというところでもありません。大事なものは紙媒体でない電子媒体のほうが正式な文書であるということをきちんと確認することだという理解でよろしいですね。

○戸田企画部会委員 おっしゃるとおりでございます。

○高橋部会長 ほかいかがでしょう。原委員、どうぞ。

○原委員 まず戸田様から2つの提案がございましたが、これによって企業にとっての負担軽減効果が、社会全体でどれぐらいの規模感であるものなのかというのがもしおわかりになりましたら。それから、この2つとも実現する上で恐らく行政側で一定のコスト、システムを組むとかそういったコストがかかるのだと思いますが、これがどの程度のものなのか。正確な試算でなくてももちろん結構ですので、もし何か規模感がございましたら教えていただけましたらと思います。

もう一つ、その後には上田様からのお話で、スウェーデンや韓国のような先進事例を進めていくと、年末調整のような企業負担がそもそも要らなくなるようなこともあり得るのではないかというお話があったと承ったのですが、これはこの2つの御提案のさらにその先にはそういう絵姿があり得るという、そのように受けとめてよろしゅうございますか。

○戸田企画部会委員 まず費用的なイメージなのですが、最初の税のほうでいきますと、大体当社のほうで郵送代だとか、非正規雇用の方を雇うとか、社員の人件費とか、このようなものを勘案しますと、例えば6万人規模の企業においては、大体かかっているコストが1億弱ぐらいとなっています。

これを実現するためにどのぐらいお金がかかるんだという話なのですが、実は役所から送られてきているのは、95%の自治体は電子的に企業に実は送っているのです。送っているのだけれども、そのデータを正しく修正するのが手間ということで、紙のほうを直して、これを使ってくださいということで来るものですから、どうしても企業としては電子データが使えないということになっているので、新たに大がかりな投資がかかるかという、システム的な投資はそれほどかからないのではないかと考えております。ただ、役所の方の人件費がどういう構造になっているのか見えないので、何とも言えないのです。

けれども。

○原委員 2つ目の行政・社会保険ワンストップは。

○戸田企画部会委員 これも費用としては先ほどのものは大体1億弱と申しあげましたけれども、税とかぶっているところはかなりあるのですが、これ単体で見ればやはりそれと同額ぐらいとなってきます。

○上田産業政策本部長 プッシュ型の確定申告ですけれども、基本的には行政側がマイナンバーをベースに持っている所得を含むいろいろなデータをひもづけて、あなたの確定申告はこれですと提示する形になります。エビデンスも要らないということで、修正をする場合のみエビデンスを提出すればいいということで、ほとんど紙が介在しないような処理になりますので、非常に究極といいますか、最終型になるのではないかと考えております。

○高橋部会長 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○野坂委員 いま一度確認という形になるのかもしれないのですけれども、個人住民税の特別徴収税額決定通知ですが、これは交付書類が送付されるのと、もう一つは電子で自治体が送付してもよいということで、書面というのは義務化されているのですか。電子で送った場合は、書類は不要となっているのでしょうか。

○戸田企画部会委員 実態を申し上げますと、先ほど言ったように95%の自治体は電子も送るし、紙も送るし、両方来ています。100%の自治体で紙で送っているのが実情なのですが、どちらを正しいとするかというのはそれぞれの自治体から通知として来るのですが、それは今100%の自治体が紙のほうを正しいものとして扱ってください。電子データは参考としてくださいというような扱いになっています。

○野坂委員 結局、紙ベースと電子データの両方を送付しているというわけで、二重のコストがかかっているのですね。実際に手作業で紙を整理するのに必要とされる時間など、実際の手間のコストというのは御存じでしょうか。

○戸田企画部会委員 自治体側のコストですか。

○野坂委員 はい。それはわかりませんか。

○戸田企画部会委員 それは試算しておりません。

○野坂委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 よくわかりました。どうもありがとうございました。

1点お聞きしたいのですが、御提案の中で「ITの活用は不可欠」とありまして、これはその通りだと思うのですが、なぜ今までITが活用できなかったのか、あるいは何か阻害する原因があって進まなかったのか、また、その原因にはどういうものがあったのかということについて、お考えをお聞かせ願います。

○上田産業政策本部長 先ほども申しあげたように、先進的な電子行政を実現している国ではかなり前からいわゆるマイナンバーに相当するものがあって、情報のバックヤード型

の連携、行政側での連携が可能だったということで、日本にはそれがなかったということで、基本的にはまずそこが1つあります。

あと、日本でもこれから来年にかけて多分整備されていくかと思いますが、行政機関のデータベース間のデータエクステンションのシステムがきちんと導入されるようになれば、今、言ったようなことは技術的には可能になると考えておりますので、そういったベースが今、日本でも整備されつつあるということで、これから本格的に展開できる素地ができつつあるのではないかと考えております。

○川田専門委員 環境面では整備されつつあるということでよろしいですか。

○上田産業政策本部長 はい。特にマイナンバーがなかったという決定的な電子行政の阻害要因はクリアされているのではないかと考えています。

○川田専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 では私から1点。中小企業については基本的に対応可能なシステムになるのでしょうか。もし電子媒体が全部正だと法律になると、中小企業はそれで対応できるかどうかというところをお聞きしたいのですが。

○戸田企画部会委員 法律では年間1,000件以上の申告がある団体は、電子化で申請しなさいという話になっていまして、中小企業のそれより数が少ないところは今、電子化を実はやっておりません。逆にやらなくてもそれほど影響がないというか、今でも事務が回っているのもそれで済んでいるのかなという気はいたしますけれども、特に負担が大きいのは全国にグループ企業あるいは支社、支店があって、社員が全国に散らばっている場合に、1,700自治体からどっと集まってきて、これがばらばらになっているというのが負担になっている。主にこれは企業規模の大きな、あるいは全国的に展開を行っているような企業グループに影響が出る話を冒頭は申し上げております。

2番目のところについては、これは実はマイナンバー制度の仕組みを使ってやろうという話なので、これはマイナンバーカード等を使ってやることになってくると、中小企業でも対応できることになりますので、これはあまねくどの企業にも恩恵がある話だと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。事務局どうぞ。

○刀禰次長 事務局から2つ確認をさせていただければと思います。

一点は、先ほどプッシュ型の話がございましたが、もちろんプッシュ型でやっている国はあると思うのですが、例えば今の状況からすると、プッシュ型を仮に日本でやっているとすると、現在の申告に必要な情報のデータからすれば、まだ国の当局にはそれほどの情報がないので、むしろ企業側からかなりいろいろな情報を当局に送っていくことが必要になるかと思っております。そういうことについてはこれまで計算されたりしていることがあるのかということと、そういった負担が発生する分は経団連としては大丈夫なのかということが1点です。

もう一点は、資料の中で今、原則について企業と行政間の手続の電子化義務ということ

がございましたけれども、たまたま私が知っている知識で申し上げますと、国税の法人税の申告についてはe-Taxで確か利用率が75%ぐらいだったと思うのですが、大企業のほうが利用率が低くて50%ぐらいだったと思います。ですからこういう御提案があるということは、逆に言うともうそういうことも義務づけていただいても大丈夫というふうに理解してよろしいのかどうか。そのあたりの感覚を教えてくださいと思います。

○上田産業政策本部長 まず最初のほうなのですが、基本的に必要としているのは、企業から出さなければいけない情報というのは所得の情報だと思うのですが、現状においてもそういう情報というのはちゃんと行っていると思いますので、それ以上の負荷がかかることは余り想定できないのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○刀禰次長 実はたくさんあるということでございます。

○上田産業政策本部長 はい、わかりました。

○高橋部会長 2番目の答えはいかがですか。

○竹村規制改革推進部会長 企業側として要はいろいろな情報、今、出していない情報まで出せるのかというようなお話でしょうか。

○刀禰次長 2番目はそうではなくて、e-Taxの話です。法人の申告を例えば電子で義務づけるといろいろ行政上は便利な場合もたくさんあるのですが、なかなかまだ日本の国の制度の中では義務づけは基本的に行われていないものがほとんどだと思います。一定の法定調書については最近やっていますけれども、税務申告なり国の手続について、行政機関の側からすると、紙と電子が両方併存するというのは非常にある意味ではコストがかかっている状況です。ですから、行政側の都合だけで言えば電子の制度をもし整備した場合には全部電子でやっていただきたいというのがあるのですが、それは逆に言うと企業側の負担もあると思いますので、これまでは任意になっていて、例えば国税の電子申告であれば大企業のほうが利用率が低いとなっているわけですが、そういったことについても義務づけても大丈夫ですよという前向きな御提案なのではないでしょうかという趣旨でございます。

○上田産業政策本部長 大企業の利用率が低いという数字は私どもで把握はしていませんが、基本的には全体的にコストを下げる方向性にあると思うので、ある意味そういうデファクト化、デジュールで決めていただければ企業は対応すると思います。総体としてコストは下がると思いますので。

○高橋部会長 最後に吉田委員どうぞ。

○吉田委員 この前の日本司法書士会の方の説明にもありましたが、電子化をしても事務処理の簡素化がなかなか進まない。その理由として想像されるのは、アプリケーションのデザインが悪いのではないかと思います。eLTAX、e-Tax等の利用については、一説に300ページのマニュアルがあるとか聞いたことありますが、使い勝手の面から、この点の今後改善の余地があるのでしょうか。

○戸田企画部会委員 申し上げにくいところではあるのですが、確かに改善点は

多々あると思っています。割と要望としてはいろいろ私ども出させていただいているのですが、改善すると普及が進むというところも確かにあると思います。

○上田産業政策本部長 補足ですけれども、行政側で全部完全なユーザーフレンドリーなインターフェースをつくり切るというのは、なかなか難しい面もあるかと思っています。実際にアメリカの確定申告の場合だとAPIを公開して、民間企業がより使い勝手のいいインターフェースのソフトウェアを販売しているということで対応していることもありますので、そこら辺は単に行政のインターフェースのみで全てを解決しようとするとう限界があるのかなということで、先ほど言ったような形でAPI公開による対応も考えられるのではないかと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

何かございますか。吉田委員よろしいですね。

それでは、時間がまいりましたので、いろいろと貴重な御提言ありがとうございました。これで経団連からのヒアリングを終了させていただきます。竹村様、戸田様、上田様、どうも本日はありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(日本経済団体連合会 退室)

(経済同友会 入室)

○高橋部会長 続きまして、経済同友会の伊藤常務理事からお話を頂戴したいと思います。本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。

○伊藤常務理事 こちらこそ、本日はお招きいただきましてありがとうございます。経済同友会の伊藤でございます。

それでは、同友会の意見を述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、同友会は御存じかとは思いますが、1946年に設立されまして、今年70周年を迎えています。メンバーシップが個人の参加ということで、今、1,428名ということで1,400人を超えております。うち女性の方が106名ということで、委員会活動としては社会問題、経済問題、政治・国際問題について40ぐらいの委員会がありまして、年間大体900回ぐらいの会合をいたしております。

今回お招きをいただきました、行政手続部会では年度内を目途に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を具体的に進めるべく重点分野を選定するとともに、規制・行政手続コストの削減目標を決定し、計画的な取組を推進しようとしてお聞きしております。

また、本日は重点分野の選定に当たって実施する経済団体、事業者団体等からのヒアリングの2回目であると理解しております。

本会は先ほども申しましたが、経営者が個人として活動している団体ですので、本日の御報告は各業界を代表する意見を集約したというものではなくて、主に経営者個人が日ごろ感じている課題であると御理解をいただければ幸いです。

なお、現在、全会員所属法人を対象にアンケート調査を実施しておりまして、今のところまだ10件ぐらいしか返ってきておりませんが、その結果につきましては12月に改めて御

報告をさせていただきたいと思います。本日は個別具体的な法令ではなくて、全体感についてお話をさせていただきたいと思います。そういう意味では皆様の期待にどこまでお応えできるかということがあるかと思います。

まず総論ですけれども、規制・行政手続コストの削減という新たなアプローチについては、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。特にサービス産業においては人手不足が顕在化していますが、今後とも生産年齢人口は減少を続けることから、貴重な人材には手続面ではなく、より付加価値を生む領域で活躍してもらう必要があると思っております。

また、各種手続に伴うコストが減少すれば、企業は同じ品質の財・サービスであれば、より安価に提供することが可能になりますし、消費者にとってもメリットが及ぶものと思います。加えましてJETROのアンケートなどからもおわかりのとおり、外資系企業は日本への投資の阻害要因として行政手続、許認可等の複雑さを挙げていますので、これらが簡素化され、予見可能性が高まることは対日投資を増やす効果も有しているものと考えます。

また、世界銀行がビジネス環境ランキングというものを毎年発表しておりますけれども、2017年のデータによりますとOECD諸国35カ国のうちで日本は26位ということで、2010年のランキングが10位でしたけれども、そこから急速に落ちているということで、政府として行政手続コストを下げる規制緩和に取り組んではいらっしゃると思うのですが、多分、他のOECD各国はそれ以上に削減に取り組んでいらっしゃるって、相対的に日本の地位が低下しているのではないかと。そういう意味で国際競争力の観点からも、ぜひとも規制・行政手続コストの削減に努めていただきたいと思いますと思っております。

ちなみに事業の設立ランクとしては31位、建設の認可取得が23位、不動産登記が25位となっております。

お手元に配付している資料ですけれども、事務局から御提供されたフォーマットに従って各種行政手続を事業開始時、事業継続時、事業拡大時、事業承継時の大きく4つに分けて整理をいたしました。本日はこれらの中から輸出入、調査・統計への協力、地位の承継の3点について御説明をさせていただきます。

まず輸出入についてですけれども、規制・行政手続コストの削減という取組が国内規制のみを対象としていることは十分理解はしておりますけれども、新たなルールを策定するに当たっては、ぜひ諸外国・地域のルール、例えばEU指令といったルールとの調和という観点もぜひ考慮していただければと思います、挙げさせていただきました。

同友会として4年前になりますけれども、各国地域間で行っている規制、基準が仮に統一された場合、各産業に与えるメリットがどの程度であるか、可能な限り定量的に情報を収集しようということで調査を実施いたしました。現行ルールのもとで発生しているコストは製品の種類や相手国、地域ごとにまちまちであります、各国の規制、基準を満たすための設計変更等に要するリードタイムが約半年から長いものでは3年程度、設計・研究開発や認証、通関等にかかわる固定費が年間数百万円から高いものでは数十億、ラインを

分ける必要が生じること等による製造コスト変動費が数%から1割程度、最大30%のところもありましたけれども、そういう回答が寄せられておりました。こういったルールが統一されることが重要であり、日本がルールを変えて合わせに行ってもペイするとの意見も聞かれますので、報告をさせていただきました。

調査・統計への協力ですけれども、作業負担が大きいという声やオンラインで回答できない、あるいはオンラインで回答するための事前手続が煩雑であるといった意見が聞かれました。統計調査のオンライン化については、かねて政府でも取組を進められており、2013年度分までは毎年評価報告書が公表されていますけれども、当該時点で主要な調査の62.4%がオンライン化されているようですが、直近のフォローアップがなされているのかどうか。ホームページ等では確認ができませんので、こうした取組を積極的に推進いただければと思います。

最後になりますが、地位の承継の問題です。例えば少し具体的にようになりますけれども、理容師法の第11条の3第2項、美容師法の第12条の2第2項に関し、一部の保健所においては確認済証に地位継承事項を裏書することを求められると聞いております。この手続には1週間程度かかるということで、また、申請と受領のために窓口を2度訪ねる必要が生じますが、多くの保健所では裏書を求めていないため、必要不可欠な手続ではないものと思われる。さらに一連の手続、申請書類の授受、提出、確認済証の裏書などについて、郵送での対応をしている保健所も一部にとどまると聞いております。

本件に限らず、一般論として行政手続は可能な限り早期にオンライン化を実現することが望ましいと考えておりますが、段階的な取組として、まずは紙ベースでも郵送での対応を全面的に行うというのも、手続コストの削減という観点からでは一定の効果があると思っております。

簡単ですが、以上で同友会からの報告とさせていただきます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、まず最初に許認可等の話をいただいたと思います。具体的に数字を挙げていただいたのですが、具体的にどの辺の削減効果が考えられると思われるでしょうか。

○伊藤常務理事 そのこのところのコストの数値までは把握はできておりませんので、どこをどうすればという具体的なところまでのコスト削減の額というのは、私どもとしてはお答えできないと思っております。

ただ、輸出入のところにつきましては金額まで出していただいたことがありまして、例えば欧州を初めとして世界各国にバスを輸出する場合に、大体固定費として30億ぐらい、研究開発で20億、製造コストで6億ぐらいで、リードタイムとして36カ月ぐらいかかるのか、輸出のところは私ども4年前にアンケートをとったものですから、例えば欧州のEU指令に合わせるためにどれぐらいのお金がかかっているかというところの数値はあるのです

が、国内の手続で具体的なコストのところまで把握できておりませんので、なかなかお答えしにくいというのが現状でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。理容師法と美容師法の話をされましたが、この辺については保健所ということですから自治体ごとの判断が異なる。これは法令上、必要なものなのでしょうか。いわゆる地位の承継の届出みたいな話、裏書みたいな話は。

○伊藤常務理事 ここはアンケートをしてみると、保健所ごとに対応が違っているということのようです。裏書が必要であるかどうか郵送でいいとか、そちらもいわゆる徹底がされていない。一部のところはだめだと言うし、一部はそれでも問題ないとしているということなので、保健所ごとの対応という理解です。

○高橋部会長 法令上との関係で自治体が独自の判断で求めているか、それとも法令解釈として法令解釈がわかっているかどうか、この辺の問題もあるかと思いますが、アンケートの中身を提供していただければ、また分析頂けるのではと思いますが。

○伊藤常務理事 まだ10件ぐらいしか返ってきてないものですから、申し訳ないのですけれども。

○高橋部会長 わかりました。

そうしますと、ヒアリングいただいた段階で10件ぐらいということですが、これからアンケートを回収されて、何らかの分析ができる状態になると理解してよいですか。

○伊藤常務理事 ただ、同友会の会員の皆さんは他団体さんにも所属をされていますので、必ずしも同友会に御回答をどれだけいただけるのか。日本経団連さんのほうにもお出しになっている場合もありますので、その結果を把握して、分析はしたいと思っています。

○高橋部会長 できますればある程度まとまった段階で事務局に御提示いただければ幸いです。

ほかはいかがでしょうか。何かございますれば。事務局、何かございますか。

では、今後我々の政府、行政手続コストの削減に係る取組につきまして、何か受けとめなど頂戴できればと思います。同友会としてどのように受けとめられているかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○伊藤常務理事 ぜひ推進していただきたいですし、結構書類を提出してから手続がどういう今、状況にあるのかというのがなかなか把握しづらいという点も御指摘があるので、例えばそれぞれの申請で受理されてから最終的に何日というのが平均的にあると思うのですけれども、それで例えばパスワードと何か案件ごとの番号を入力すると、あなたの案件については今このぐらいの段階です。あと残り何日ぐらいですというのが分かるような見える化があれば、もっといいかなという気はいたします。

○高橋部会長 薬の番号でも今、何番までできていますと表示されますね。ああいう形で全体として今どれだけ処理が進んでいるかみたいな見える化というのは、予見可能性という点ではいいかもしれません。



○伊藤常務理事 ネットを使うと、それなりのインセンティブがあると、それは自治体にとってもそうだと思いますし、ネットであれば、ウェブ上でやりとりができればいろいろ手続を担当されている方も他の仕事ができると思いますし、何らかの形で自治体のサービスの割引をするとか、そういうポイント制みたいなものもできれば導入していただくと、もっとそちらの方向に誘導できるのではないかと思います。

○高橋部会長 どうぞ。

○羽深内閣府審議官 1 ページの(2)②の生活用品、食品等の表示なのですが、これは確かにいろいろたくさん書くのは事業者からすると負担が大きいということかもしれませんが、消費者の側からいろいろなもの、成分だとか、カロリーがどうかとか、そういう要請があっただけでこうなっている部分があると思うので、行政手続というとなまた違う気もするので、消費者の視点からの意見は同友会として何かお考えになられていることがありましたら。

○伊藤常務理事 消費者の安全性とかそういったものについては配慮はしないとはいけませんが、例えば出てきたのはウレタンフォームのマットレスの話とか、そうすると例えば諸外国ですと硬さについて日本みたいに厳しく表示をしなくていいとか、規格の誤差の表示がミリメートル単位だとか、安全性は十分な表示が必要なのでしょうけれども、サイズの誤差とか規格のところについて、消費者がどこまで知っていないといけないのかということになると、結構そういう意味での表示規制とか、材質の表示とか、いろいろなものが少し日本の場合は厳し過ぎるのではないかという気はしなくもないです。あと口に入れるものなどは別だと思しますので、物にもよると思います。

○高橋部会長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に統計調査のお話が出ていますのですが、これは具体的にどのような調査や統計について負担が重いとアンケートでは出ていますでしょうか。

○伊藤常務理事 具体的にそこまで把握していないのですが、いろいろと調査あるいは統計の依頼というものがあるそうなのですが、一般的に言ってその作業負担が多いというのと、オンラインで回答が必ずしもできないというようなところに課題があるというお話は何っています。

○高橋部会長 これは役所の統計のとり方ということで考えるべきところはあろうかと思えます。

それでは、時間も押しておりますので、本日はどうも貴重なお話ありがとうございました。伊藤様、本当に本日はお忙しい中いろいろお聞かせいただきまして、引き続きよろしくお願いたします。

○伊藤常務理事 こちらこそ、よろしくお願いたします。

○高橋部会長 本日はどうもありがとうございました。

(経済同友会 退室)

(内閣官房IT総合戦略室 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議事に移らせていただきたいと思います。

本部会のテーマでございます規制改革・行政手続の簡素化、IT化の一体的推進に関連して、IT化に係るこれまでの取組及び全体の方向性について、内閣官房IT総合戦略室の向井内閣審議官がいらっしゃっておりますので、御説明を頂戴したいと思います。本日はお忙しいところありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○向井内閣審議官 内閣官房の向井でございます。私はIT室とマイナンバーをやっております社会保障改革と両方を担当しております、本日は両方を説明させていただくということだと思っております。

1 ページ、目次でございますように、行政手続のIT化についてのこれまでの取組の全体像と、マイナンバー制度、今後の取組、この3つにつきまして御説明をさせていただきます。

2 ページ、まず行政手続IT化に係る経緯でございます。IT戦略本部は2001年に創設されましたが、行政手続のIT化を推進ということで、当初は全ての行政手続のオンライン化を推進しまして、一時期は国の申請、届出の96%がオンラインで利用可能になったのが2005年でございます。しかしながら、オンライン利用率の低迷、そもそも申請実績が紙でもほとんどない手続までシステムを構築するなどの状況を踏まえまして、2008年ごろから重点化、どちらかというとな全数というよりは、より利用率を上げる方向に取組が変わってきているということでございます。

3 ページ、2011年から2013年にかけてまして費用対効果等を検証しまして、パブリックコメント等を経た上で、そもそも申請のない、要するに申請件数が3年程度ゼロ件、これは紙も含めてでございますが、ゼロ件の申請につきまして1,800手続を停止。個別事例があって継続したものも600ぐらいございます。それから、申請システムの費用対効果を検証した結果、一部停止したものもございます。このようなことを通じまして、できるだけ利用率を上げていくこと。一方で継続するものにつきましては、できるだけ利用者利便を図るような改善ができないかということでございます。

4 ページ、2013年に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言におきましては、利用者中心のサービス設計を行う。赤の文字で書いてございます。それから、改善促進手続の選定、各府省による改善取組計画の策定ということが決められているということでございます。

下の円グラフを見ていただきますと、オンライン利用可能な手続の申請件数、全体で約5億件弱ございますが、そのうちの登記と国税と社会保障で約80%を占めるという状況でございます。国民や企業による利用頻度が高い年間申請件数100万件以上の手続、あるいは100万件未満であっても主として企業等が反復的または継続的に利用する手続等につきまして、改善促進手続として選定しているところでございます。

5 ページ、こうした中で一度、実態を全部調べてみようということで行政手続・民間取引のIT化の状況を網羅的に把握するために、法令等により書面による保存、交付等が規定さ

れている手続等の調査を実施して、公表しているところでございます。そこでございますが、行政手続、民間取引、官一民、地方一民、民一民それぞれでございます。その中で法令上、オンライン化が不可能な手続につきましても地方一民を中心にまだまだ多数あるという状況でございます。それから、法令上、可能であってもオンライン化を実施していない手続もございます。その中で国の場合ですと、先ほど申しましたようにそもそも件数がないということからオンライン化を停止した手続もございます。

これらについて今後どうやっていくのかということで、6ページにIT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランというものをつくってございまして、これは申請とかいう手続だけではなくて、いわゆる民一民間における取引につきましてもつくってございます。その中で28項目ございますが、左側の真ん中のほうに新たに検討された項目が12項目、以前に検討された項目で、改めて期限設定や内容の詳細化がなされたのが7項目、規制改革会議で対応したものが9項目となっております。これらについては年2回フォローアップしておりますが、その中で進んでいるものもございますが、残念ながら一部遅れているものもある。現状そういう状況になっておるということでございます。

今後につきましてはまた後ほど御説明いたしますが、いずれにしても、この規制改革推進会議と私どもとでどのように連携し、分担していくかという問題だろうと考えています。

7ページからがマイナンバー制度でございます。マイナンバー制度は規制改革推進会議でもいろいろ御意見が出たようでございますが、まずマイナンバー制度は実は民主党政権時代につくりまして、法案を出したところから始まっている。

その後、自民政権になって法案が通りまして、法案が施行されますと法制度そのものは内閣府、一方で自治体周りのもの、真ん中あたりに総務省がございましてけれども、番号法のうちのマイナンバーの付番、カード、地方周りのシステム整備、情報提供ネットワークシステムの設置等につきましては総務省が所管している。

個人情報保護委員会は、もともとマイナンバー法で特定個人情報保護委員会という形でマイナンバー付きの個人情報を保護する機関として設置されました。このマイナンバー付きの個人情報につきましては、この委員会は国、自治体、民間と、通常この手のものは民間だけが多いのですけれども、自治体とか国にも立入検査権があるという極めて珍しい独立機関である。

その後、昨年、個人情報保護法を、これはIT室が担いで改正したわけでございますけれども、マイナンバー法のときから個人情報保護委員会というものがないのは、国際標準から見て問題だということで個人情報保護委員会という形に設置してあるわけでございますが、残念ながら個人情報保護委員会の通常の個人情報のほうは、民間の個人情報だけでございます。国の個人情報、独法の個人情報につきましては総務省が所管しておりますし、自治体につきましては条例で規定されているという状況になってございます。

このようにマイナンバー制度における関係府省の役割分担はいろいろございますが、全体としましては法所管である内閣府、マイナンバー制度を構築する責任のある内閣官房で

行っているという実態になってございます。

次にマイナンバー制度でございます。時間の関係で簡単に説明させていただきますが、基本的にはマイナンバーそのものは国民を一意的に識別するための番号でございまして、今までそのような番号として住基コードがございまして、住基コードを変換して振るものでございまして、これでマイナンバーを国民を一意的に特定できるようになっている。

一方で、そのような特定された情報で税・社会保障の分野に申請書とかいろいろところでそういうものをつくることによりまして、これまで国の場合ですと国税、年金、医療、自治体ですと社会福祉、地方税等でございますが、これらのデータベースは名寄せが必ずしもきちりできていないというものがございまして。これらの名寄せが完璧になるというのがまず1つ。名寄せされた情報については、必要なものについてはバックオフィスで連携しましょうというのが情報連携でございまして。

これはこれまでで例えば福祉のために所得情報とか、世帯情報である住民票を持ってこいというものを省略するというものでございまして、世界的に見ましてもバックオフィスでITで連携する試みは多分、韓国が人口では一番多いのではないかと。1億を超えるような人口では世界初の試みであるということで、現在正に来年7月の実施に向けましてやっているとございまして、非常に困難な部分というものがございまして。しいて見れば通常の民間企業が支店を結びつけるというよりは、経団連が民間企業を結びつけるのに近いような、自治体がそれぞればらばらにシステムをつくっておりますし、それぞればらばらになっているというので、これらについては極めて困難でありますけれども、何とかやっていきたい。

右側に書いてございます本人確認というのは、特にアメリカのソーシャルセキュリティーナンバーが番号のみで本人確認的に扱ったがために、年金の不正の支払いとか、あるいは税の不正還付というのが100万件単位で起こっておりますので、これらの反省を踏まえましてマイナンバーでは必ず本人を確認する。その本人を確認する手段として本人確認機能がある写真つきのカードであり、かつ、裏にマイナンバーが書いてあるマイナンバーカードというものをつくったということでございまして。

実際に民間で活用されるのは多分マイナンバーカードのほうだと思いますので、主にマイナンバーカードの説明をさせていただきます。

マイナンバーカードは基本的に市町村長が申請により交付するとなっております。これはさすがに写真つきですので強制はできなかったということでございまして。したがって、ある意味、利活用されるほうから見ると、マイナンバーはかた過ぎるという御批判があるのは十分承知しておりますけれども、一方で導入する際に住基コードのときの騒ぎですとか、その前のグリーンカードの事件もありましたので、やや慎重につくられている面はあるかと思っております。

そうした中でマイナンバーカードに少し工夫がされてございます。マイナンバーはそこ

にありますように表面に写真と住所、氏名が書いてあって、裏に番号が書いてある。これを持っていけばマイナンバー上の本人確認は一発でできますよというのが、ここまでがマイナンバーそのものの制度ですが、10ページにマイナンバーカードの裏面のICチップには3つの部分がございます。1つ目はマイナンバーの券面情報がチップに入っている。したがって、チップから券面情報を拾えますよというのが1つでございます。したがって、マイナンバーカードのチップから読み取って入力しますと、誤入力などはなくなるというのがございます。ただ、マイナンバーそのものは法令で利用できる主体が限定されている。

一方で電子証明書は以前の住民基本台帳カードにもありましたが、ほとんどの場合e-Taxのみに使われていたというのが過去のものでございます。それは行政機関が署名を検証することに限られていたからでございますが、マイナンバーカードになってからは民間にも開放されている。民間事業者が新たに署名を検証できるというので、公的個人認証を使いますと、例えばインターネットバンキングなんかで本人確認をこれだけでできるようになるということでございます。あるいは電子証明書の発行番号と顧客データをひもづける。このシリアル番号で顧客データをひもづけることによりまして、個人を完全に特定できるということでございます。シリアル番号は5年で変わりますが、変わったシリアル番号をひもづけることによって少なくとも一生ひもづけることが可能になる。この電子証明書機能が、実は民間におけるマイナンバーにかわるものではないかと考えております。

それ以外に空き領域がございまして、これもこれまでは自治体の図書館カードとして利用しているところがほとんどでしたが、これも民間に開放されました。ただ、空き領域にカードを持ってきてもらって書き込まないといけないというのがございますので、民間では現時点では電子証明書のほうに目が行っているという状況。ただ、国家公務員身分証のかわりにはそういうことになってございます。

次からが公的個人認証の民間利用でございますけれども、基本的に先ほど申しましたように個人が特定されますので、これを使いますと二重発行とかそういうものの手間がなくなって、顧客の管理が格段に楽になるとか、いろいろなことがございます。実際には一番簡単なのは金融機関でインターネットバンキングで口座を開設できる。これで本人が特定できますので、これを使って金銭の移動は十分可能だと私どもは思っておりますし、ATMにマイナンバーカードを読ませることによりまして、キャッシュカードのかわりにもなり得るということもあり得ると思っております。

また、利用範囲としましては、例えばアイドル歌手のコンサートというのは本人確認をしてチケットを販売しているようでございまして、それは1つは転売防止みたいなこともあるようです。したがって、これをマイナンバーカードで本人を確認して、コンビニで読み取らせて買っていたいたものを、そのままマイナンバーカードをチケットがわりに使って読み取ることは論理的には可能になりますので、一部のそういうチケット業者が興味を示しているような状況になっている。多分、東京オリンピックの際には、マイナンバーカードも入場券のかわりになり得るだろうと考えております。

その具体的な利用例が12ページ、13ページ、既にNTTデータ、グローバルサイン株式会社、NTTコミュニケーションズ、それぞれ既にサービスを提供しておりまして、それらのホームページ等から抜粋したものでございます。御参考でございます。

14ページ、さらに公的なものでどういうものを使うことを考えているかということですが、健康保険証、従来は番号を控えて、しかもその番号も世帯単位になっております。それを控えて請求するときに出してみたら、実はそのときには既に保険証の資格が消えていたということも結構ありますが、今回やろうとしているのは保険証をまず個人単位の番号にして、それで即時にインターネットで資格を確認できるようにする。それを一々パソコンで打ち込むのではなくて、マイナンバーカードをかざすことによってそれを確認することを現在、厚生労働省で予算要求中でございます。これが将来的にはオンライン資格確認のところで、オンライン資格確認用の符号を個人とひもづけることによって特定できますので、これらを使いまして医療IDとして別のIDを使うかどうかありますけれども、そのようなものに発展するというところでございまして、医療IDを今後つくっていくようなことになっていくのではないかと考えております。

15ページ、マイナンバーカードの最大の欠点は、カードリーダーが要るということでございます。したがって、できればスマホでやりたいなと思っております。現在ようやく11月14日というのは正に昨日でございますけれども、基準に適合した対応スマートフォン1機種を公表している。ドコモのAQUOSでございます。これだと背面でマイナンバーカードを読み取れる。スマートフォンをそのまま使えますし、また、PCと連携しましてBluetoothで飛ばしますと、本人確認だけはスマホでやって、あとはPCでやることも可能だと思っております。

さらに16ページに、マイナンバーカードの機能を正にスマートフォンのアプリを使いまして、直接利活用できる環境を整備していきたいと思っております。SIMに入れていくというのが将来的な方法だろうということで、これも総務省で実証実験を行おうとしているところでございます。

17ページがマイナポータルというものでございまして、これがマイナンバー制度の3つ目の柱でございます。もともとは民主党政権時代に官が情報を裏でやりとりするのをちゃんと個人も見られるようにしようということで、Aのところには情報提供ネットワークシステムを通じて、Aさんの所得情報が自治体から年金機構に行きましたというのが分かるようにするというのが1つ。それから、マイナンバーつきの自分の情報が確認できる。そういうことでできるだけプッシュに近いようなお知らせが来るようにできる。それから、民間送達サービス、いわゆる電子私書箱的なサービスが現在いろいろな民間で検討されておりますけれども、これらと連携して、例えば今、生命保険の保険料控除証明書がはがきで来ますが、あれを電子的に送って、それで電子的に済ませてしまうということも十分可能なのではないか。そのようなことと公金決済サービスを組み合わせると、将来的には紙を一切抜いた電子申告が可能になるのではないかと考えております。

もう一つ、手続としては正に申請の手続でございまして、この部分は特に自治体が非常に遅れておりますので、せめて一矢報いる意味でも子育てワンストップというものを、これは言い出してから2年ぐらい厚労省と内閣府と散々すったもんだした上で、ようやく物になってきたものでございますが、地方公共団体の子育てに関するサービスの検索、オンライン申請ができるようなサービスも来年7月に実装することになっています。

18ページにIT戦略に記載されている主な取組例というのがありますが、まずマイナンバーそのものの利用範囲。マイナンバーそのものについては次は戸籍を狙っております。理由はやはり社会保障の話となると親子関係、夫婦関係、これらを証明するものが非常に多ございますが、これらをワンストップですするためには戸籍にマイナンバーをつける必要がある。それに戸籍をもとにしている旅券、旅券から発展して在外邦人の情報管理なんかに使えるのではないかと。

それから、マイナンバー自体で言いますと災害対策というところでございまして、災害対策につきましては今回、熊本もありましたし、そのような実例を踏まえた上で、マイナンバーとマイナンバーカードを使えば所在の確認などがすぐできるようなシステムがつけられるだろうと思っている。

それから、マイナンバーカードにおけます公的個人認証サービスでいきますと、現在、コンビニで住民票がとれるサービスというのはかなりの市町村でやっていますけれども、戸籍、しかも遠隔地の戸籍が取れるようになると非常に便利ですので、これの導入団体を拡大しているということ。

それから、子育て分野のうちの児童手当、保育、母子保健等について、先ほど申しましたように来年7月から開始をすることとしております。

法人番号につきましては、法人についてはもともと個人情報の問題はないのでオープンになっておりますので、できるだけいろいろな利用をできるようにするというところで、法人情報を各省庁が公開するためには、できるだけ法人番号を併記する。さらに経産省におきまして法人ポータルを試験的に運用しているところでございます。

以上をまとめたのがマイナンバー制度のロードマップというところでございます。

今後IT室で何をしていくかというので、今回、組織を若干改組しまして、制度改革ワーキングチームを新たに立ち上げてございます。メンバーは次のページにございますが、このようなもので今後、規制改革推進会議と連携しながらやっていきたいと思っております。けれども、IT室等がマイナンバーカードをやってきた中で、課題は多数残されていると思っております。例えばちょっと耳にしたところでは、何か規制改革推進会議でも国税とか社会保険とかに取り組みられるようなこともあるようでございますけれども、今や手続の電子化というよりは、韓国みたいに情報を共有するスタイルのほうがいいのではないかと。特に国税とか社会保険が企業が自分のためではなくて、従業員のために登録するものが多数ある。そういうものを手続として捉えるのではなくて、例えば調書に必要なデータセットみたいなものをつくってしまっていて、そのデータと国税のほうで適当にひもづけて、その

データを一企業が国税のクラウドか何かに登録して、それを更新していくというスタイルにしてしまえば、およそ調書という概念がなくなるだろう。もちろん国税との調整が必要ですが、そのようなことも考えていく必要があるのかなと。これはIT室で考えているというか、半分個人的な見解に近いのですが、そのようなことも考えていく必要があるのかなと今は思っているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 プレゼンテーションありがとうございます。本当にマイナンバーがゲームチェンジャーなんだなというのを再認識いたしました。

世界最先端IT国家創造宣言という大きなビジョンがあつて、日本はこの大きなビジョンでどこに行こうとしているのか、と思っておりましたが、今日のご説明で、クリアになったと思います。このマイナンバーこそ本当に国民に対して訴求していかなければいけないすばらしいビジョンだと考えます。

したがって世界最先端IT国家創造宣言とマイナンバーが、そのビジョンの中でどういう位置づけにあるのかを示す簡単なチャートのような資料、できれば用紙一枚であれば、皆さんの理解が進むと思います。世界最先端IT国家宣言と、その具体的な展開のひとつであるマイナンバーが国民に提供する新しい経験がビジュアル化されて提示できれば、マイナンバーの位置づけが明確になり、みなさんの意識が随分変わるのではないかと思います。そうなれば、マイナンバーに対する恐怖心とか、情報漏えいが起こるのではないかと、個人情報に関する手続きが面倒くさい、といった後ろ向きの話ではなく、これだけ世界が変わるのだというビジョンを示すことが可能になると思います。例えば経済界であるとすると、まず世界最先端IT国家創造宣言があり、それに合わせて600兆円のGDPの目標があり、それを実現するためにビッグデータを利用してソサエティー5.0のような社会を作るといったストーリーの展開が可能だと思います。

○向井内閣審議官 おっしゃるとおりで、まだストーリーはきっちりできているわけでもないし、世の中を見ても自治体の現状は嘆かわしい限りでありまして、これらをどうしていくかというのは非常に今後、特に自治体というのはこれまでなかなか手がつかなかった部分でありますけれども、ここ数年ようやく手がついた。

マイナポータルでも子育てなんていうのは正に自治体の手続で、かつ、国の権限がない部分も結構ある中を手を突っ込んでいった。今後、自治体の手続をやっていく上で自治体クラウドというのは必須であろう。そのやり方ももちろん自治体の現場を見れば地道にやる手もありますが、いっそのこと1本で全部つくってしまえみたいな議論もあつてしかるべきかなと。

それから、同じようなことは実は医療保険にも言えまして、医療保険もそれぞれ、特に



健康保険組合はそれで全部ばらばらのシステムを持っていますし、国保もばらばらのシステムを持っていますから、そうすると市町村の数より多いという話になってしまいますが、こういったものを1本のクラウド化にできないかとか、そのようなものを1つずつ積み上げた上で、現実をしっかりとつくっていった上で未来の絵を描いていく必要があるのかなど。

ただ、残念なことに役人というのは極めてできることとしては描きたがらないという悪いくせがありまして、その辺ぜひ御指導いただければと思っております。

○吉田委員 そのストーリーを作ることで、各分野のディテールが生まれてくるのではないかと思います。また国民の皆さんにも強い印象として残ると思います。皆さんとともに、ぜひ未来を作りたいと思います。

○向井内閣審議官 よろしく願いいたします。

○高橋部会長 では、森下部会長代理。

○森下部会長代理 すごくシンプルなのですが、経団連とかいろいろなところが出ているのは、一度ともかくマイナンバーで情報を提示したら2度、3度これからは求められないようにしよう。突合ができればいいという話を先ほども聞いていたのですが、これが一番シンプルなのですが、その見込みというのはどうなのですか。

○向井内閣審議官 マイナンバーのついたシステムにつきましては法律上、全部できることになっておりまして、マイナンバーのついたもの同士の情報は1回出すと2度と求めるなど法律にも書いてあります。

○森下部会長代理 それはいつから実現されるのですか。

○向井内閣審議官 来年7月から本格実現いたしますが、今さすがに全部の自治体がきれいに全部そろえることはさすがに難しいので。

○森下部会長代理 中央官庁は7月からはなるのですか。

○向井内閣審議官 むしろ情報連携する中身で自治体が圧倒的に多いのです。要するに国で現物でやっているものは年金とハローワークしかなくて、かつ、年金は例の情報漏えいで遅れているものですから、したがって、むしろ医療保険と自治体というのが先行する。

○森下部会長代理 それは今のところ先ほどの話だとまだめどがついていない。

○向井内閣審議官 いや、医療保険と自治体の大半につきましては来年7月からやる予定でございます。

○森下部会長代理 大半というよくわからないものが出てきたのですが。

○向井内閣審議官 そこは役人答弁で恐縮ですが、全部と言うほど自信がないのが。本来は全部であるべきなのですが、相手は自治体ですので、そのところは何といいますか、やや曖昧な表現で申しわけございません。

○高橋部会長 進める方策としては法令で義務づけるとか、もしくは厚労省の指針でこのように参加してくれと言うのか、それとも地方交付税をやるからやってくれと言うのか、その辺の手法はどのように考えていらっしゃるのですか。

○向井内閣審議官 マイナンバー法上は情報連携できる規定なのですが、総務省と組んで自治体に呼び掛けている。一方で、通常よりはかなり高い補助率でとにかく要綱で縛るというスタイルです。

○高橋部会長 要するに予算措置で自治体に整備してもらう方向で、国費を投入してやるというお話ですね。

そうすると子育てワンストップができると、他の事務についてもシステム上は可能なのではないかと思うのですけれども。

○向井内閣審議官 子育てワンストップも端的に言いますと、自治体がどこまでやる気があるかだけなのです。要するに自治体はその気を出してつないでくれればできるのですが、自治体のほうがそもそもシステム化できるかどうか。システム化しているけれども、ちゃんとつないでそこまでやってくれるかという問題で、特に子育ての話は例えば厚労省とかに行きますと、そもそも子育ての場面というのは対面が要るんだとまず言い出す世界なので、自治体の中でもシステムをやっている人たちと現場とのあつれきがすごくある。

そういう中で特に子育ての場合、問題になるのは都会ですので、地方はむしろ保育所が余っている世界なので、そうするとしたがいましてターゲットを絞りまして、現在、連携をとろうとしているのは横浜、千葉、川崎、神戸です。その辺から起こして横展開していくというのを現在、戦略としては考えている。

○高橋部会長 要するに所管部局を説得しないと進まないという話ですね。

○向井内閣審議官 おっしゃるとおりです。

○高橋部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○國領専門委員 いつもお世話になっています。最後の手続という考え方をやめて、データを中心に考えるほうがうまくいくのではないかというところが、投げかけとしてすごく大きいと思います。そうすると質問は、この認識で正しいですか。どういうデータを誰が保存すべきかというのは、ほとんど法令レベル、つまり国レベルでほぼ定義されているという理解で正しいですか。

○向井内閣審議官 はい。基本的には税の場合ですと何を出すかというのは法律で決まっていますし、様式なんかはむしろ省令で決まっている。法令でどういうデータを出すかというのは全部。

○國領専門委員 自治体独自で条例で。

○向井内閣審議官 自治体は条例であります。だから地方税は地方税で若干違います。地方税の場合は先ほどの経団連のあれにもあったと思いますけれども、これは結構ばらばらなものが多くて、これはマイナンバー自体が経団連と一緒にずっとやってきた経緯もありますので、経団連とは常に連携していますけれども、できるだけそういう意味で、今のデータの話でも国税と社会保険というのは比較的国のやることなのであれですが、地方税とかになりますとデータ共有の話になると、もう1ランクハードルが上がるということだと

思います。

○國領専門委員 やはりその問題は残る。

○向井内閣審議官 はい、残ります。

○國領専門委員 そうすると、法令に基づく全手続の洗い出しをやっただきっているわけですけども、データレベルで全リストというのは。

○向井内閣審議官 それはさすがにないです。

○國領専門委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 時間がまいりまして、いろいろとまだお聞きしたいことがございますが、時間の関係でIT戦略室からの御説明はここまでとさせていただきます。本日はどうもお忙しいところありがとうございました。

○向井内閣審議官 ぜひよろしく願いいたします。

○高橋部会長 本日の議題は以上でございます。最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 本日の資料の一番最後に参考資料2がございますので、御覧ください。

第2回の部会でも御議論いただきました事業者ニーズの把握につきましては、高橋部会長様とも御相談の上、この参考資料2の記載のとおりに進めております。次回は第5回ということで事業者からのヒアリングを行うこととしまして、日程としましては来週11月21日を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋部会長 それでは、会議を終了いたします。延長をいたしまして大変失礼いたしました。どうもありがとうございました。